

別表1 引取業

書類名		備考	新規	更新	変更届出
1 登録申請書					
引取業登録申請書 引取業変更届出書	様式第一 様式第二	正本・副本はあるか			
		更新の場合、期間満了前の申請か	/		/
		更新・変更の場合、登録番号・登録年月日の記載があるか	/		
		変更の場合、変更があった日から30日以内の届出か	/	/	
		「冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制」は、該当する番号に○がついているか			/
		栃木県収入証紙3,000円分が申請書の正本に貼付されているか			/
2 添付書類					
①本人を確認できる書類					
ア 法人事業者	商業登記事項証明書	発行日は申請日前3ヶ月以内か			
		申請書・届出書の記載内容と相違がないか			
イ 個人事業者	住民票の写し	本籍地の記載があるか。外国人にあっては国籍等の記載があるか。抄本・謄本など			
		発行日は申請日前3ヶ月以内か			
	未成年者の場合は法定代理人の住民票の写し	本籍地の記載があるか。外国人にあっては国籍等の記載があるか。抄本・謄本など			
		発行日は申請日前3ヶ月以内か			
法定代理人が法人の場合は商業登記事項証明書	発行日は申請日前3ヶ月以内か				
申請書・届出書の記載内容と相違がないか					
②「使用済自動車のエアコンに、フロン類が含まれているかどうかを確認する体制」が確認できるもの	自動車整備士の合格証書・整備士手帳、中古自動車査定士証等の写し	次のいずれかの合格証書又は整備士手帳、（自動車整備振興会発行）整備士技能検定合格証明願（証明済、整備士技能検定委員長発行）の写しであるか ・ガソリン自動車整備士 ・ディーゼル自動車整備士 ・自動車シャシ整備士 ・車体整備士 ・中古自動車査定士証	いずれか一つ		
		確認方法を記載した書類		県HPに作成例あり	
	申請書・届出書の記載内容と相違がないか				
③誓約書	別記様式第1号				

- 2以上の申請を同時に行う場合（引取業とフロン類回収業を同時に申請する場合等）には、次の書類については、原本を一方の申請書に添付すれば、他の申請書については書類の添付を省略できます。（写しの添付も不要です）
 【申請者が法人の場合】商業登記事項証明書
 【申請者が個人の場合】申請者の住民票の写し、法定代理人の住民票の写し又は商業登記事項証明書
- 提出先は事業所の所在地を管轄する環境森林事務所又は環境管理事務所です。